

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に昭和56年に創設され、発電電力量に応じて算出される額が交付され、最長交付期間は30年とされている。

本市においては、現在450万円が交付され、その交付金を貴重な財源として、水力発電施設周辺地域の市道の補修や消防施設の整備等の公共施設の整備に有効に活用し、住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付金の対象となっている水力発電施設は、まもなく最長交付期間の30年を迎え、交付対象期間が終了することとなる。交付対象外となる水力発電施設は、今後も恒久的に運転を継続するものであり、円滑な運転の継続に支障が生ずることが危惧されているところである。

豊富な水に恵まれた我が国において、水力発電は原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、地球的規模の環境問題への貢献として、クリーンなエネルギーの主力である水力エネルギーの重要性は再認識されている。また、これまで多くの電気を安定的に供給し、経済発展に寄与してきたことと、その発展は発電施設の建設に協力してきた地域によるものであることを十分認識すべきであると考えます。

よって、国においては、交付金の算定対象となる水力発電施設の交付対象期間を発電施設の運転終了までとされるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

資源エネルギー庁長官